

# ご案内 インターネットで町議会を知ろう

西原町議会では、本議会の会議録や議会だよりを公開しています。

西原町議会会議録

検索

西原町ホームページアドレスから  
<http://www.town.nishihara.okinawa.jp/>



町のために、どのようなことが話し合われているのか、のぞいてみませんか？

**問** 県内マスコミが報じるように、恒常的な高失業率と県民所得最下位で、さらに町民・県民の暮らしは困難な状況にある。過去2回、町民の暮らしの実態を調査し、行政にどのような支援が可能か質問した。特に子どもたちの貧困問題は喫緊の課題、実態調査を。  
**町長** 経済のグローバル化や格差の進行で貧困や非正規雇用など暮らしの問題が山積みしています。これは、国の経済政策や社会政策、福祉政策に起因するもので

## ◇生活困窮・暮らしの実態調査を ◇「さんさん」の閉所～支援に問題は



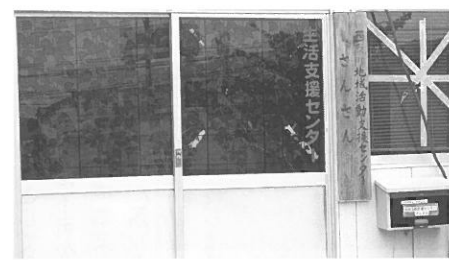
与那嶺 義雄 議員

# 一般質問

**問** 町もやっている。雇用、暮らしの問題は沖縄全体の問題。調査は施策に反映させてこそ意味があり、難しい。精神に障がいのある人々への生活や就業支援する「地域活動支援センターさんさん」の運営母体「NPO法人さわふじ」が結成8年にして解散する。理由は、役場庁舎の移転に伴う新たな活動拠点及び予算や専門職の確保の困難である。NPOは行政改革や協働のまちづくりを推進するうえで重要な仕組み。

**問** 国の雇用対策や社会保障政策を一自治体で解決できるものではない。障政策を一自治体で取り組むという話ではない。消費税増税に伴い低所得者へ1万円の給付があるが、町の該当者が1万2、600人で、町民の3分の1。国の社会保障制度は原則「申請主義」で、例えば生活保護制度など充分該当してもカバーできない限界がある。実態調査で町の支援の在り方も見えてくる。  
**町長** 国の社会保障制度を町もやっている。雇用、暮らしの問題は沖縄全体の問題。調査は施策に反映させてこそ意味があり、難しい。精神に障がいのある人々への生活や就業支援する「地域活動支援センターさんさん」の運営母体「NPO法人さわふじ」が結成8年にして解散する。理由は、役場庁舎の移転に伴う新たな活動拠点及び予算や専門職の確保の困難である。NPOは行政改革や協働のまちづくりを推進するうえで重要な仕組み。

この一般質問の内容は、会議録(録音テープ)に基づいて各議員が質問の一部をまとめ、編集委員会が最終確認・編集をしたものです。



閉鎖される「地域活動支援センターさんさん」

**問** 行政の支援で「さわふじ」の存続、事業展開を促進すべきでは。  
**福祉部長** 担当課に何の相談もなく、一方的に解散・閉所通告をされたのが現状。その後、責任者と話し合い存続を願ったが、無理との事でありました。  
**問** 一方的な通告というところだが、要は行政がどれだけ寄り添って、二人三脚で事業を進めたかが大事。  
**介護支援課長** 月1回の集まりの中でも具体的な話はなかったが、移転先探しに関しては問いかけてきた。

# 陳情等

【3月定例会での受理分】

	結果
子ども医療費を入院に続き、通院も中学卒業まで無料とすることを求める陳情	採択

## 子ども医療費を入院に続き、通院も中学校卒業まで無料とすることを求める意見書

少子化の進行は、人口構造の高齢化や将来の生産年齢人口の減少にもつながり、子どもの健全な成長への影響のみならず、社会経済や社会保障のあり方にも重大な影響を及ぼすことが懸念される。

そうしたことから、子育て家庭の経済的負担を軽減する措置が少子化対策の重要施策となっており、全都道府県及び市町村において、乳幼児・児童医療費助成制度が実施されているが、市町村間の制度内容の格差が年々拡大している状況である。

沖縄県においても、子どもの貧困問題は黙って見過ごすことの出来ない問題で、児童期までの年代は病気にかかりやすく、子どもたちが病気になっても経済的な理由等により病院での診察を控える事態にならないようにするためにも、医療費の助成対象年齢を引き上げる必要がある。

県内では、名護市、国頭村、大宜味村、東村、伊江村、宜野座村、金武町、嘉手納町、竹富町の9市町村が既に実施しており、県議会でも請願が全会一致で採択されている状況であります。

地方公共団体の施策を一層充実させ、子どもを安心して産み、育てることのできる社会の実現を目指すには、地方制度の安定化が必要であり、そのためには国・県の支援が不可欠であります。

よって、沖縄県におかれては、県内のどこに生まれても、住んでいても等しく子どもが大切に育てられるよう、医療費の助成対象年齢を通院・入院ともに中学校卒業年次まで無料にする医療費助成制度の拡充を強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月26日

あて先 沖縄県知事

沖縄県西原町議会